

別紙 1-1-2 3 各条における申請対象設備
(第 28 条：換気設備)

目 次

1. 概要
2. 基本設計方針と申請対象設備の紐付け
3. 系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証
4. 機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するもの検証

添付1：申請対象設備リスト（第28条：換気設備）

1. 概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙2に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備・機器について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

2. 基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙2にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明するために必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付1に、紐付けした別紙2を別紙1-1-40に示す。

3. 系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

施設を構成する設備等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に関する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

上記の系統として機能、性能を達成するものに対して、安全機能に関する対象範囲や対象機器を抽出する方法として、設備構成情報等を示す設計図書に対する色塗りを行う。

系統図の色塗りにて確認する設備は以下の通り。

【系統として機能、性能を達成する設備】

① 換気設備

設計情報（設備構成情報等を示す設計図書）として、エンジニアリングフローダイアグラム、計装ループブロック図、構造図、系統図等を対象とする。

抽出された機器等が、基本設計方針の要求事項を達成するために必要十分であることを、抽出された機器等と別紙2の機能要求②に該当する基本設計方針との比較により確認する。

また、設計図書に対する色塗りによって抽出された機器等を「設備の抽出」で作成した設工認申請対象設備リストに反映する。

抽出結果は、共通09の補足説明資料 別紙「系統として機能、性能を達成する設備」にて示す。

4. 機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙2で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能、性能を達成する設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

第28条 換気設備において、「機器単体で機能、性能を達成する設備」に該当する設備はない。

抽出した設備に抜け等がないことを確認するため、再処理規則等、技術基準規則および事業許可規則で要求されている施設、系統、機器等をもとに設備選定フローによって分類した設備のうち、仕様表対象設備の中で機器単体により技術基準への適合を達成するとした設備、基本設計方針に個別名称を記載する設備（②-a）を比較する。

添付 1

申請対象設備リスト

(第28条：換気設備)

申請対象設備リスト (各条における申請対象設備)
(2/7)

番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	精製建屋換気設備	精製建屋給気系	精製建屋給気系	プレフィルタ	フィルタ	28条-15	機-04-4	AC	1	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	精製建屋換気設備	精製建屋給気系	精製建屋給気系	粒子フィルタ	フィルタ	28条-15	機-04-5	AC	1	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	精製建屋換気設備	精製建屋排気系	グローブボックス・セル 排風機	グローブボックス・セル排風機	ファン	28条-4.5 28条-15	機-04-1	AC	2	②-4	既設	安重	常設SA	S/(S)	主：精製建屋排気系 従：廃ガス貯留設備	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	精製建屋換気設備	精製建屋排気系	建屋排風機	建屋排風機	ファン	28条-4.5 28条-15	機-04-2	AC	1	②-4	既設	安重	常設SA	S/(S), 1.2Ss	主：精製建屋排気系 従：代替換気設備	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	精製建屋換気設備	精製建屋排気系	建屋排風機	建屋排風機	ファン	28条-4.5 28条-15	機-04-15	AC	1	②-4	既設	安重	—	S/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	精製建屋換気設備	精製建屋排気系	精製建屋排気系	主配管 (溶液保持系、建屋換気系、 廃ガス貯留系：TBP)	主配管	28条-4.5	配-04-1	AC	一式	②-4	既設	安重	常設SA	S/(S), 1.2Ss	主：精製建屋排気系 従：代替換気設備 廃ガス貯留設備	—	流体：セル内空気、GB内空気、 フード内空気、廃ガス
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	精製建屋換気設備	精製建屋排気系	精製建屋排気系	主配管 (溶液保持系、建屋換気系、 代替換気系)	主配管	28条-4.5	配-04-2	AC	一式	②-4	既設	安重	常設SA	S/(S), 1.2Ss	主：精製建屋排気系 従：代替換気設備	—	流体：セル内空気、GB内空気、 廃ガス
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	精製建屋換気設備	精製建屋排気系	精製建屋排気系	主配管 (溶液保持系、建屋換気系、 廃ガス貯留系：TBP)	主配管	28条-4.5	配-04-3	AC	一式	②-4	既設	安重	常設SA	S/(S)	主：精製建屋排気系 従：代替換気設備	—	流体：セル内空気、GB内空気、 廃ガス
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	精製建屋換気設備	精製建屋排気系	精製建屋排気系	主配管 (溶液保持系、建屋換気系)	主配管	28条-4.5	配-04-4	AC	一式	②-4	既設	安重	—	S/-	—	—	流体：セル内空気、GB内空気、 フード内空気、廃ガス
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	精製建屋換気設備	精製建屋排気系	精製建屋排気系	主配管 (溶液保持系、代替換気系)	主配管	28条-4.5	配-04-5	AC	一式	②-4	既設	安重	常設SA	S/(S), 1.2Ss	主：精製建屋排気系 従：代替換気設備	—	流体：建屋内空気、廃ガス
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	精製建屋換気設備	精製建屋排気系	精製建屋排気系	主配管 (建屋換気系)	主配管	28条-4.5	配-04-6	AC	一式	②-4	既設	安重	—	S/-	—	—	流体：建屋内空気

申請対象設備リスト (各条における申請対象設備)
(5/7)

番号	施設区分			設備区分		機器名称(許可)	機器名称	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	地区区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化 建屋換気設備	高レベル廃液ガラス固化 建屋換気系	貯蔵ビッド収納管排風機	貯蔵ビッド収納管排風機	ファン	28条-4.5.19	機-09-20	KA	2	②-3	既設	非安重	—	C/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化 建屋換気設備	高レベル廃液ガラス固化 建屋換気系	セル排気フィルタユニット	セル排気フィルタユニット	フィルタ	28条-4.5.19	機-09-22	KA	5	②-3	既設	安重	—	S/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化 建屋換気設備	高レベル廃液ガラス固化 建屋換気系	高レベル廃液ガラス固化 建屋換気系	主要ダクト (溶液保持系、建屋換 気系、代替換気系)	主配管	28条-4.5.19	配-09-1	KA	一式	②-3	既設/改造	安重	常設SA	S/(S), 1.2Ss	—	—	主：高レベル廃液ガラス固化 建屋換気系 従：代替換気設備
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化 建屋換気設備	高レベル廃液ガラス固化 建屋換気系	高レベル廃液ガラス固化 建屋換気系	主要ダクト (溶液保持系、建屋換 気系)	主配管	28条-4.5.19	配-09-2	KA	一式	②-3	既設	安重	—	S/-	—	—	流体：廃ガス
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化 建屋換気設備	高レベル廃液ガラス固化 建屋換気系	高レベル廃液ガラス固化 建屋換気系	主要ダクト (溶液保持系、建屋換 気系)	主配管	28条-4.5.19	配-09-6	KA	一式	②-3	既設	非安重	—	C/-	—	—	流体1：セル内空気 流体2：建屋内空気
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建 屋換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建 屋換気系	第1ガラス固化体貯蔵建 屋換気系	建屋給気プレフィルタ	フィルタ	28条-20	—	KBE	1	②-4	既設	非安重	—	C	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建 屋換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建 屋換気系	第1ガラス固化体貯蔵建 屋換気系	建屋給気粒子フィルタ	フィルタ	28条-20	—	KBE	1	②-4	既設	非安重	—	C	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建 屋換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建 屋換気系	第1ガラス固化体貯蔵建 屋換気系	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟 東棟建屋送風機	ファン	28条-20	—	KBE	2	②-4	既設	非安重	—	C	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建 屋換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建 屋換気系	第1ガラス固化体貯蔵建屋 東棟建屋排気フィルタユニ ット	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟 建屋排気フィルタユニット	フィルタ	28条-4.5.20	機-09-1	KBE	10	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建 屋換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建 屋換気系	第1ガラス固化体貯蔵建屋 東棟建屋排気フィルタユニ ット	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟 建屋排気フィルタユニット	ファン	28条-4.5.20	機-09-2	KBE	2	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建 屋換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建 屋換気系	第1ガラス固化体貯蔵建屋 東棟貯蔵ビッド収納管第 1,第2排気フィルタユニ ット	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯 蔵ビッド収納管第1,第2排気フイ ルタユニット	フィルタ	28条-4.5.20	機-09-3	KBE	4	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建 屋換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建 屋換気系	第1ガラス固化体貯蔵建屋 東棟貯蔵ビッド収納管第 1,第2排気フィルタユニ ット	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯 蔵ビッド収納管第1,第2排気フイ ルタユニット	ファン	28条-4.5.20	機-09-4	KBE	4	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建 屋換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建 屋換気系	第1ガラス固化体貯蔵建屋 換気系	主要ダクト (溶液保持系、建屋 換気系)	主配管	28条-4.5.20	配-09-1	KBE	一式	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	流体：建屋内空気
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋 換気設備	低レベル廃棄物処理建屋 換気系	建屋排気フィルタユニ ット	建屋排気フィルタユニット I	フィルタ	28条-2 28条-3 28条-4 28条-5 28条-6	機08-31	DA	56	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋 換気設備	低レベル廃棄物処理建屋 換気系	建屋排気フィルタユニ ット	建屋排気フィルタユニット II	フィルタ	28条-2 28条-3 28条-4 28条-5 28条-6	機08-32	DA	13	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋 換気設備	低レベル廃棄物処理建屋 換気系	建屋排気フィルタユニ ット	建屋排気フィルタユニット III	フィルタ	28条-2 28条-3 28条-4 28条-5 28条-6	機08-33	DA	8	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋 換気設備	低レベル廃棄物処理建屋 換気系	建屋排風機	建屋排風機 I	ファン	28条-3 28条-4 28条-5 28条-6	機08-34	DA	4	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋 換気設備	低レベル廃棄物処理建屋 換気系	建屋排風機	建屋排風機 II	ファン	28条-2 28条-3 28条-4 28条-5 28条-6	機08-35	DA	2	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋 換気設備	低レベル廃棄物処理建屋 換気系	建屋排風機	建屋排風機 III	ファン	28条-2 28条-3 28条-4 28条-5 28条-6	機08-36	DA	2	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	チャンネルボックス・ パーナブルポイズン処理 建屋換気設備	チャンネルボックス・ パーナブルポイズン処理 建屋換気系	建屋排気フィルタユニ ット	建屋排気フィルタユニット I	フィルタ	28条-2 28条-3 28条-4 28条-5 28条-6	機08-61	DC	3	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	チャンネルボックス・ パーナブルポイズン処理 建屋換気設備	チャンネルボックス・ パーナブルポイズン処理 建屋換気系	建屋排気フィルタユニ ット	建屋排気フィルタユニット II	フィルタ	28条-2 28条-3 28条-4 28条-5 28条-6	機08-62	DC	2	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	チャンネルボックス・ パーナブルポイズン処理 建屋換気設備	チャンネルボックス・ パーナブルポイズン処理 建屋換気系	建屋排風機 I	建屋排風機 I	ファン	28条-2 28条-3 28条-4 28条-5 28条-6	機08-63	DC	2	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	チャンネルボックス・ パーナブルポイズン処理 建屋換気設備	チャンネルボックス・ パーナブルポイズン処理 建屋換気系	建屋排風機 I	建屋排風機 II	ファン	28条-2 28条-3 28条-4 28条-5 28条-6	機08-64	DC	2	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	

申請対象設備リスト (各条における申請対象設備)
(7/7)

番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)			機器名称			機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	設置場所	数値	申請回	変更区分	地区区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理 建屋換気設備	使用済燃料輸送容器管理 建屋換気設備	使用済燃料輸送容器管理 建屋換気設備	主配管(溶液保持系,セル内空気 の排気系,GB内空気の排気系, フード内空気の排気系,建屋内空 気の排気系,排気系)	主配管	28条-4,5	配-1	AT	一式	①-2	既設	非安重	-	C/-	-	-	-	-	-	-	流体:空気	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋 換気設備	低レベル廃棄物処理建屋 換気設備	低レベル廃棄物処理建屋 換気設備	主配管(溶液保持系,セル内空気 の排気系,GB内空気の排気系, フード内空気の排気系,建屋内空 気の排気系,排気系)	主配管	28条-4,5	配-08-10	AT	一式	②-4	既設	非安重	-	C/-	-	-	-	-	-	-	流体:空気	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵 建屋換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵 建屋換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵 建屋換気設備	主配管(溶液保持系,セル内空気 の排気系,GB内空気の排気系, フード内空気の排気系,建屋内空 気の排気系,排気系)	主配管	28条-4,5	配-5	AT	一式	①-2	既設	非安重	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	流体:空気
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	チャンネルボックス・ パーナプルボイゾン処理 建屋換気設備	チャンネルボックス・ パーナプルボイゾン処理 建屋換気設備	チャンネルボックス・ パーナプルボイゾン処理 建屋換気設備	主配管(溶液保持系,セル内空気 の排気系,GB内空気の排気系, フード内空気の排気系,建屋内空 気の排気系,排気系)	主配管	28条-4,5	配-08-16	AT	一式	②-4	既設	非安重	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	流体:空気
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋 換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋 換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋 換気設備	主配管(溶液保持系,セル内空気 の排気系,GB内空気の排気系, フード内空気の排気系,建屋内空 気の排気系,排気系)	主配管	28条-4,5	配-07-1	AT	一式	②-3	既設	非安重	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	流体:空気
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋 換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋 換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋 換気設備	主配管(溶液保持系,セル内空気 の排気系,GB内空気の排気系, フード内空気の排気系,建屋内空 気の排気系,排気系)	主配管	28条-4,5	配-09-1	AT	一式	②-3	既設	非安重	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	流体:空気
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵 建屋換気設備	ハル・エンドピース貯蔵 建屋換気設備	ハル・エンドピース貯蔵 建屋換気設備	主配管(溶液保持系,セル内空気 の排気系,GB内空気の排気系, フード内空気の排気系,建屋内空 気の排気系,排気系)	主配管	28条-4,5	配-02-1	AT	一式	②-3	既設	非安重	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	流体:空気
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	前処理建屋換気設備	前処理建屋換気設備	前処理建屋換気設備	主配管(建屋換気系,代替換気系)	主配管	28条-4,5	配-07-1	AT	一式	②-3	既設	安重	-	S/(S), 1.2Ss	主:前処理建屋換気系 従:代替換気設備	-	-	-	-	-	-	流体1:建屋内空気 流体2:セル内空気 流体3:GB内空気 流体4:廃ガス
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分離建屋換気設備	分離建屋換気設備	分離建屋換気設備	主配管(建屋換気系,代替換気系)	主配管	28条-4,5	配-07-1	AT	一式	②-3	既設	安重	常設SA	S/(S), 1.2Ss	主:分離建屋換気系 従:代替換気設備	-	-	-	-	-	-	流体:建屋内空気、フード内 空気、GB内空気、セル内空 気、廃ガス
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	精製建屋換気設備	精製建屋換気設備	精製建屋換気設備	主要ダクト(溶液保持系,設計基 準事故時排気系,建屋内空気の排 気系,セル内空気の排気系,GB内 空気の排気系,フード内空気の排 気系,フードの風速維持系,排気 系,廃棄,排気系:換気,代替換気 系,廃ガス貯留系)	主配管	28条-4,5	配-07-1	AT	一式	②-4	既設	安重	常設SA	S/(S), 1.2Ss	主:精製建屋換気系 セル:代替換気設備,廃ガス貯留 設備	-	-	-	-	-	-	流体:空気
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	主配管(溶液保持系,建屋換気系)	主配管	28条-4,5	配-07-1	AT	一式	②-4	既設	非安重	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	流体:廃ガス 流体:建屋内空気
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化 建屋換気設備	高レベル廃液ガラス固化 建屋換気設備	高レベル廃液ガラス固化 建屋換気設備	主配管(建屋換気系,代替換気系)	主配管	28条-4,5	配-07-1	AT	一式	②-3	既設	安重	常設SA	S/(S), 1.2Ss	主:高レベル廃液ガラス固化 建屋換気系 従:代替換気設備	-	-	-	-	-	-	流体:廃ガス
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋 換気設備	低レベル廃棄物処理建屋 換気設備	低レベル廃棄物処理建屋 換気設備	主配管(溶液保持系,建屋換気系)	主配管	28条-4 28条-5	配-07-1	AT	一式	②-4	既設	非安重	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	流体1:廃ガス 流体2:空気
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	チャンネルボックス・ パーナプルボイゾン処理 建屋換気設備	チャンネルボックス・ パーナプルボイゾン処理 建屋換気設備	チャンネルボックス・ パーナプルボイゾン処理 建屋換気設備	主配管(溶液保持系,建屋換気系)	主配管	28条-4 28条-5	配-07-1	AT	一式	②-4	既設	非安重	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	流体1:廃ガス 流体2:空気
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	チャンネルボックス・ パーナプルボイゾン処理 建屋換気設備	チャンネルボックス・ パーナプルボイゾン処理 建屋換気設備	チャンネルボックス・ パーナプルボイゾン処理 建屋換気設備	主配管(溶液保持系,建屋換気系)	主配管	28条-4 28条-5	配-07-1	AT	一式	②-4	既設	非安重	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	流体1:廃ガス 流体2:空気
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋換気設備	分析建屋換気設備	主要ダクト(溶液保持系,建屋換 気系)	主配管	28条-4,5	配-07-1	AT	一式	②-4	既設	非安重	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	流体:セル内空気
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	北換気筒	-	北換気筒(使用済燃料輸送 容器管理建屋換気筒)	北換気筒(使用済燃料輸送 容器管理建屋換気筒)	建物・構築物	28条-4,5	機-07-1	A2	一式	①-1	既設	非安重	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	主排気筒	-	-	主排気筒	主排気筒	建物・構築物	28条-4,5	機-07-1	A1	一式	②-3	既設	安重	常設SA	S/1.2Ss	主:主排気筒 従:廃ガス貯留設備 代替換気系	-	-	-	-	-	-	-
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	北換気筒	-	北換気筒(使用済燃料受 入れ・貯蔵建屋換気筒)	北換気筒(使用済燃料受入れ・ 貯蔵建屋換気筒)	建物・構築物	28条-4,5	機-07-1	A2	一式	①-1	既設	非安重	常設SA	C-1/S	主:北換気筒 従:放射線監視設備	-	-	-	-	-	-	-
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	北換気筒	-	北換気筒(ハル・エンド ピース及び第1ガラス固化 体貯蔵建屋換気筒)	北換気筒(ハル・エンドピース 及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気 筒)	建物・構築物	28条-4,5	機-07-1	A2	一式	②-2	既設	非安重	-	C-1/-	-	-	-	-	-	-	-	-